

維持管理に関する計画書

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	受付、計量、目視検査、記録を行う (図10-1 安定型廃棄物受入フロー図のとおり)			
	施設作業時の維持管理方法	詳細については維持管理計画書のとおり			
	維持管理基準への対応状況	別記様式50-1-1のとおり			
	埋立終了後の施設の維持管理方法	詳細については維持管理計画書のとおり			
	施設整備・点検の頻度	詳細については維持管理計画書のとおり 別紙10-2施設点検簿に記録する。			
維持管理に関する記録及び閲覧方法	閲覧場所	共信建設株式会社 最終処分場管理棟 白老郡白老町字社台374番6号			
	閲覧対応日時	午前9時から午後4時まで 祝日を除く月曜日から金曜日			
	記録する事項、記録の時期及び備え置く期間	埋立廃棄物の種類・量、施設設備の点検簿、残余容量測定結果、展開検査票、水質検査票			
異常時の連絡体制	別添「連絡網」 (名称は適宜修正)のとおり				
排ガスの性状等	設計計算値	維持管理基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
ばいじん (g/Nm ³)					
硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)					
窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)					
塩化水素 (mg/Nm ³)					
ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm ³)					

※ 騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

放流水の水質等	設計計算値	維持管理 基準値	協定値	法令基準値	測定頻度
水素イオン濃度 (pH)				5.8~8.6 (海域は要修正)	
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)				≤60 mg/L	
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)				≤90 mg/L	
浮遊物質 (SS) (mg/L)				≤60 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)				≤5 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)				≤30 mg/L	
フェノール類含有量 (mg/L)				≤5 mg/L	
銅含有量 (mg/L)				≤3 mg/L	
亜鉛含有量 (mg/L)				≤2 mg/L	
溶解性鉄含有量 (mg/L)				≤10 mg/L	
溶解性マンガン含有量 (mg/L)				≤10 mg/L	
クロム含有量 (mg/L)				≤2 mg/L	
大腸菌群数 (個/cm ³)				≤ 日間平均 3000 個/cm ³	
窒素含有量 (mg/L)				≤120 mg/L (日間平均 60 mg/L)	
リン含有量 (mg/L)				≤16 mg/L (日間平均 8 mg/L)	
アルキル水銀化合物				検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物 (mg/L)				≤0.005mg/L	
カドミウム及びその化合物 (mg/L)				≤0.1mg/L	
鉛及びその化合物 (mg/L)				≤0.1mg/L	
有機リン化合物 (mg/L)				≤1mg/L	
六価クロム化合物 (mg/L)				≤0.5mg/L	
ヒ素及びその化合物 (mg/L)				≤0.1mg/L	
シアン化合物 (mg/L)				≤1mg/L	
ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/L)				≤0.003mg/L	
トリクロロエチレン (mg/L)				≤0.3mg/L	

テトラクロロエチレン (mg/L)				≦0.1mg/L	
ジクロロメタン (mg/L)				≦0.2mg/L	
四塩化炭素 (mg/L)				≦0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)				≦0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)				≦0.2mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)				≦0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)				≦3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)				≦0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)				≦0.02mg/L	
チウラム (mg/L)				≦0.06mg/L	
シマジン (mg/L)				≦0.03mg/L	
チオベンカルブ (mg/L)				≦0.2mg/L	
ベンゼン (mg/L)				≦0.1mg/L	
セレン及びその化合物 (mg/L)				≦0.1mg/L	
ほう素及びその化合物 (mg/L)				≦50mg/L (海域は要修正)	
ふっ素及びその化合物 (mg/L)				≦15mg/L (海域は要修正)	
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)				≦200mg/L	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ Nm ³)				≦10pg-TEQ/Nm ³	

維持管理計画書

§ 1. 受入時の産業廃棄物の確認方法・処分方法に関する事項

(1) 受入処理の方法

ア. 搬入方法

搬入に際しては、必要に応じて車両荷台上部に上蓋及びシート養生を行い、飛散しないように運搬することを徹底する。

イ. 搬入規制

悪天候等で埋立作業が困難となることが予想される場合には、予め客先に連絡して作業範囲の縮小及び一時閉鎖を行う。

ウ. 計量方法

受入時にはトラックスケールで搬入廃棄物の計量を行い、産業廃棄物の種類・量を記録する。なお、記録は最終処分場が廃止となる日まで保管する。

エ. 作業時間の限定

作業時間は、午前8時から午後5時までの間とする。夜間、休日は門扉を施錠し閉鎖する。

(2) 受入時の確認方法

ア. 搬入車両に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入、又は付着していないかどうか車上から目視で確認するとともに、事前に結んだ契約の内容又はマニフェスト伝票の記載内容と異なる産業廃棄物ではないことを確認する。

イ. 目視の結果、混入又は付着していることが判明した場合は受入を拒否する。また、搬入業者に対し、本産業廃棄物処理施設で処理可能な廃棄物以外は受け入れを行わない旨を周知徹底させ、分別等の必要な処理を講ずるように要請する。

ウ. 廃プラスチック類、ゴムくずについては、下記に示す処理基準に適合することを確認する。処理基準に適合していない廃プラスチック類、ゴムくずについては、破砕施設で破砕可能なもの及び処理基準に適合するもの以外は受け入れないものとする。

<処理基準>

・廃プラスチック類

中空の状態でないように、且つ、最大径概ね 15cm 以下に破砕、切断すること。

・ゴムくず

最大径概ね 15cm 以下に破砕若しくは切断すること。

(3) 展開検査での確認方法

- ア. 搬入された廃棄物を積み降ろす前に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着していないか車上から目視で再度確認する。
- イ. 目視の結果、混入又は付着していることが判明した場合、受入を拒否する。搬入業者に対し、当該産業廃棄物処理施設で処理可能な廃棄物以外を受け入れない旨を周知徹底させ、分別等の必要な処理を講ずるように要請する。
- ウ. 搬入された産業廃棄物を展開検査場に降ろし、重機類を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入又は付着の有無を検査する。
- エ. 上記ウの検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入又は付着が確認された場合は、搬入業者に当該廃棄物を引き渡す。搬入業者が帰ってしまった場合は、別途用意したコンテナ等に当該廃棄物を一時保管し、搬入業者に連絡して速やかに引き渡す手続きを行う。
- オ. 本産業廃棄物処理施設で処理不可な廃棄物が混入していた場合には写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びその量（トラックスケールで計量）を別紙10-1の「展開検査記録表」に記録し、最終処分場が廃止になるまで保管する。
- カ. 展開検査については、搬入車両ごとに行い、上記オまでの作業が終わるまでは次の搬入車両に関して上記ウの作業を行わない。

(4) 展開検査の終了時の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等が混入された場合、排出業者に速やかに連絡し、搬入量全量を返却する。

(5) 埋立処分方法

- ア. 展開検査場に降ろして、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入又は付着がないのを確認したのち埋立地へ搬入する。
- イ. 埋立地内に降ろした産業廃棄物は、埋立地内に配置された重機により敷均し、転圧を行う。
- ウ. 埋立方式は基本的に層状埋立とするが、飛散し易い廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず等）が搬入された場合は、がれき類で覆う又はその都度覆土する。最終覆土は、廃棄物層が上段で 2.0 m、下段で 4.50m に達した時点でそれぞれ 50cm 覆土する。
- エ. 埋立順序は、埋立地下段中央部より町道方向に埋立を行い、上段と同じ計画高になった段階で上段での埋立作業にはいる。上段でも管理用通路側から町道方向へ向かい埋立作業を行う。
- オ. 破碎施設（がれき類、廃プラスチック類）からの埋立物は、計量を行った後、展開検査場へ搬入し、重機類を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等进行检查したのち埋立地へ搬入する。安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入が確認された場合は人力等で分別し、別途用意したコンテナ等に当該廃棄物を一時保管し、自社の責任において管理型最終処分場へ搬入等（処理委託）の措置を講ずる。
- カ. 上記オにおいて本産業廃棄物処理施設で処理不可な廃棄物が混入していた場合には写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びその量（トラックスケールで計量）を別紙 10-1 の「展開検査記録表」に記録し、最終処分場が廃止になるまで保管する。
- キ. 石綿含有産業廃棄物については、図 10-2 に示す場所に埋め立てる。収集運搬時に破損等が発生していないかを確認し、破損等があり石綿の飛散の恐れがある場合は散水等を行い湿潤化した上で荷卸作業を行う。廃棄物を転圧する場合は破碎により石綿が大気中に飛散することのないように覆土の後に行う。1日の作業終了後は埋立面の上面を必ず覆土し、石綿の飛散防止を徹底する。また、石綿含有産業廃棄物の埋立記録を別紙 10-2 を用いて記録し、埋立位置を示す図面とともに永久に保管することとする。

(6) その他

廃棄物運搬車両及び重機待機時のアイドリングストップを作業員に徹底する。

図10-1 安定型廃棄物搬入フロー図

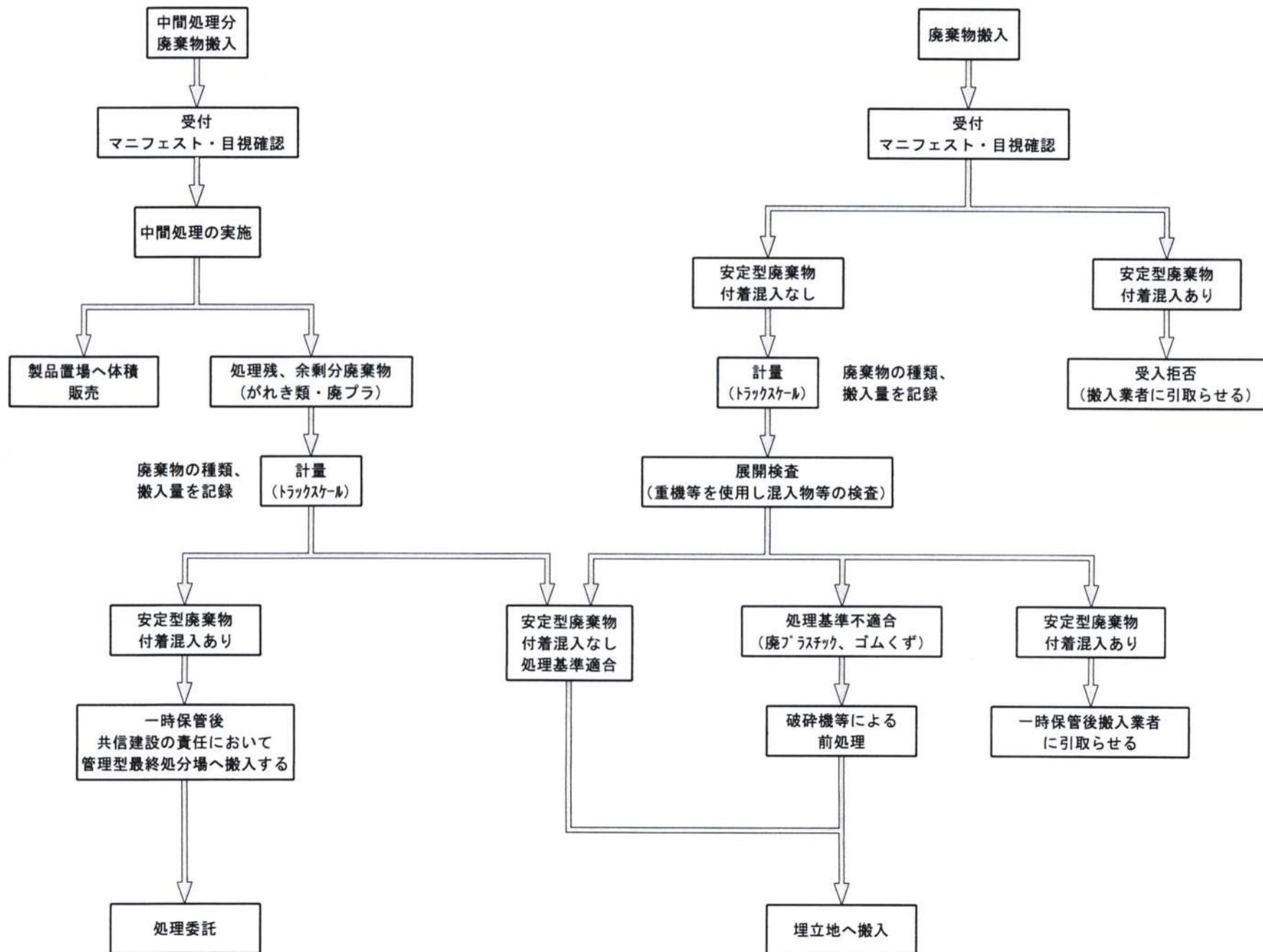
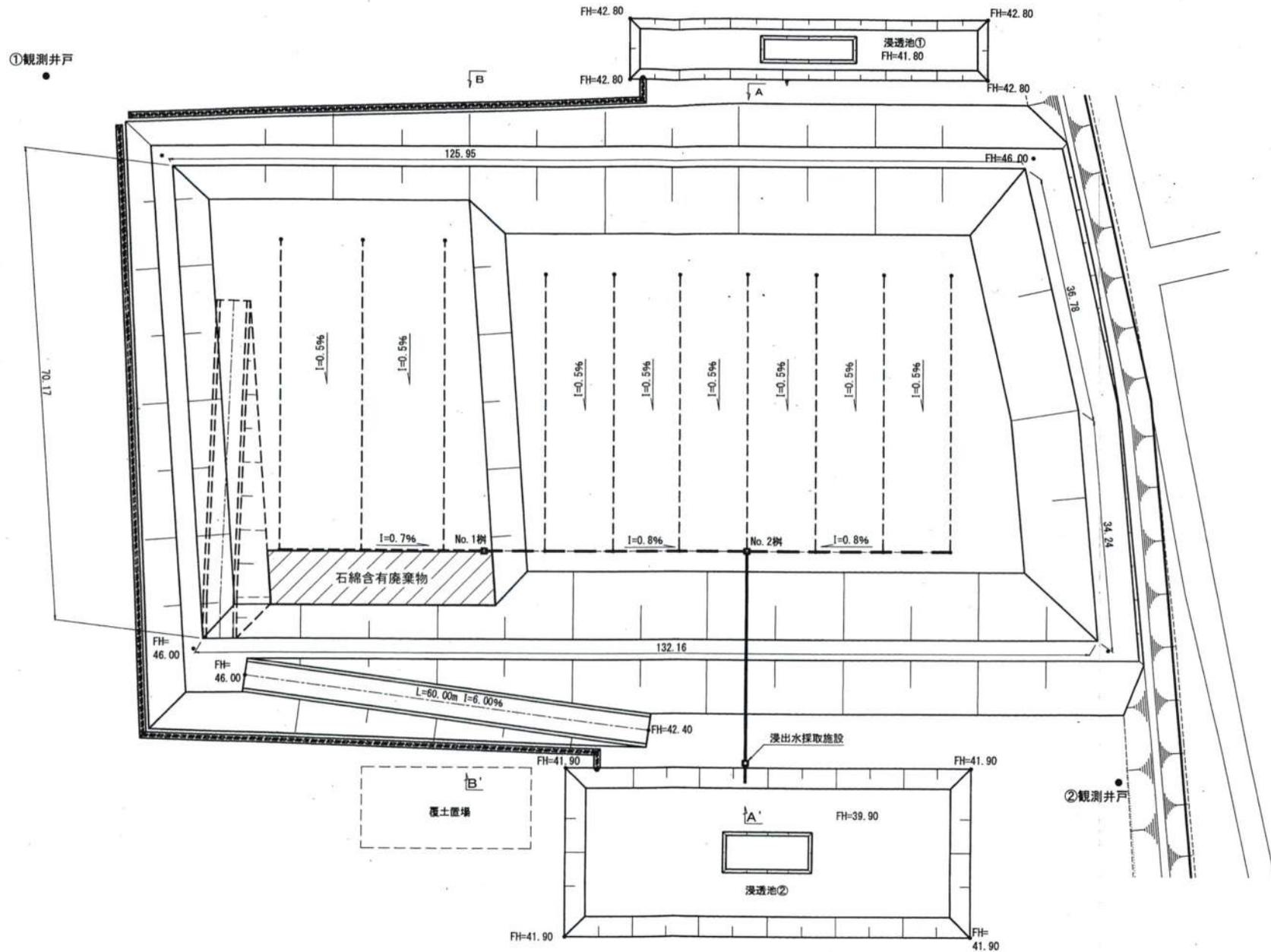


図10-2



株式会社 尾崎測量設計事務所	検印	設計	年月日	平成25年 月 日	業務名 工事名	共信建設株式会社 安定型処分場造成工事	図面番号
吉小牧市花園町3丁目3番1号	TEL 0144 (72) 5959 FAX 0144 (72) 5968	担当	縮尺	1 : 600	図面名	石棉含有産業廃棄物埋設位置図	枚の内 10-7-1

展 開 検 査 記 録 票

マニフェスト番号

記 録 項 目	内 容				
搬 入 年 月 日	年 月 日 時 分				
排 出 者 名					
車 両 番 号					
運 転 者 名					
廃 棄 物 の 種 類	廃プラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	がれき類
廃 棄 物 の 量	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³	t・m ³
安定型産業廃棄物 以外の廃棄物					
種 類	木くず	紙くず	繊維くず		
数 量	kg・ℓ	kg・ℓ	kg・ℓ	kg・ℓ	kg・ℓ
措 置 方 法					
記 入 者 名					

写 真

石綿含有廃棄物埋立記録簿

施設管理者 印

技術管理者 印

受入年月日	排出事業者名 名称 住所	石綿含有産業廃棄物 埋立方法 埋立量	埋立場所 位置 深さ

※ 添付書類 石綿含有廃棄物埋立場所を示す平面図等

§ 2. 水質検査等の実施に関する事項

最終処分場の水質検査は、地下水及び浸透水を対象に水質測定を実施する。(表10-1参照)

(1) 地下水の水質測定

① 埋立開始前

安定型最終処分場周縁の地下水を2箇所の観測井戸(①観測井戸、②観測井戸)から採取し、水質検査を実施する。水質分析項目は、表10-2に示す地下水等検査項目、ダイオキシン類を測定し、記録する。

② 埋立期間中

地下水の水質検査(地下水等検査項目、ダイオキシン類(表-3))を年1回以上実施し、測定結果を記録する。なお、埋立開始後2年間は全項目を調査するが埋め立てる産業廃棄物の性状、浸透水の水質検査の結果を勘案し、地下水等の汚染が生ずる恐れがないことが明らかな項目については、水質検査を省略する。

③ 埋立終了から廃止

地下水の水質検査(地下水等検査項目)を年1回以上実施し、測定結果を処分場廃止決定まで記録する。

(2) 浸透水の水質測定

① 埋立期間中

浸透水採取設備より浸透水を採取し、水質検査を実施する。測定項目及び測定頻度は、表10-2に示す地下水等検査項目を年1回以上、表10-4に示す生物化学的酸素要求量(BOD)を月に1回以上測定して記録する。

② 埋立終了後

埋立終了後は、表10-2に示す地下水等検査項目を測定する。また、生物化学的酸素要求量(BOD)を3ヶ月に1回以上測定し、廃止に当たってはその直前に行うこととする。

表10-1 水質測定の一覧表

項目 時期	地下水		浸透水	
	地下水等検査項目	地下水等検査項目	BOD	
埋立開始前	○			
埋立期間中	1回/年以上*	1回/年以上	1回/月以上	
埋立終了後	1回/年以上*	1回/年以上	1回/3月以上	

※ 埋立開始後2年間は全項目調査し、それ以降は必要な項目のみ調査する。

表 10-2 地下水等検査項目及び基準値

項目	基準値	測定頻度
アルキル水銀	検出されないこと	年1回以上
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	年1回以上
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	年1回以上
鉛	0.01mg/ℓ以下	年1回以上
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	年1回以上
砒素	0.01mg/ℓ以下	年1回以上
全シアン	検出されないこと	年1回以上
PCB	検出されないこと	年1回以上
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	年1回以上
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	年1回以上
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	年1回以上
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	年1回以上
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	年1回以上
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	年1回以上
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	年1回以上
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	年1回以上
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	年1回以上
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	年1回以上
チウラム	0.006mg/ℓ以下	年1回以上
シマジン	0.003mg/ℓ以下	年1回以上
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	年1回以上
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	年1回以上
セレン	0.01mg/ℓ以下	年1回以上
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	年1回以上
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下	年1回以上

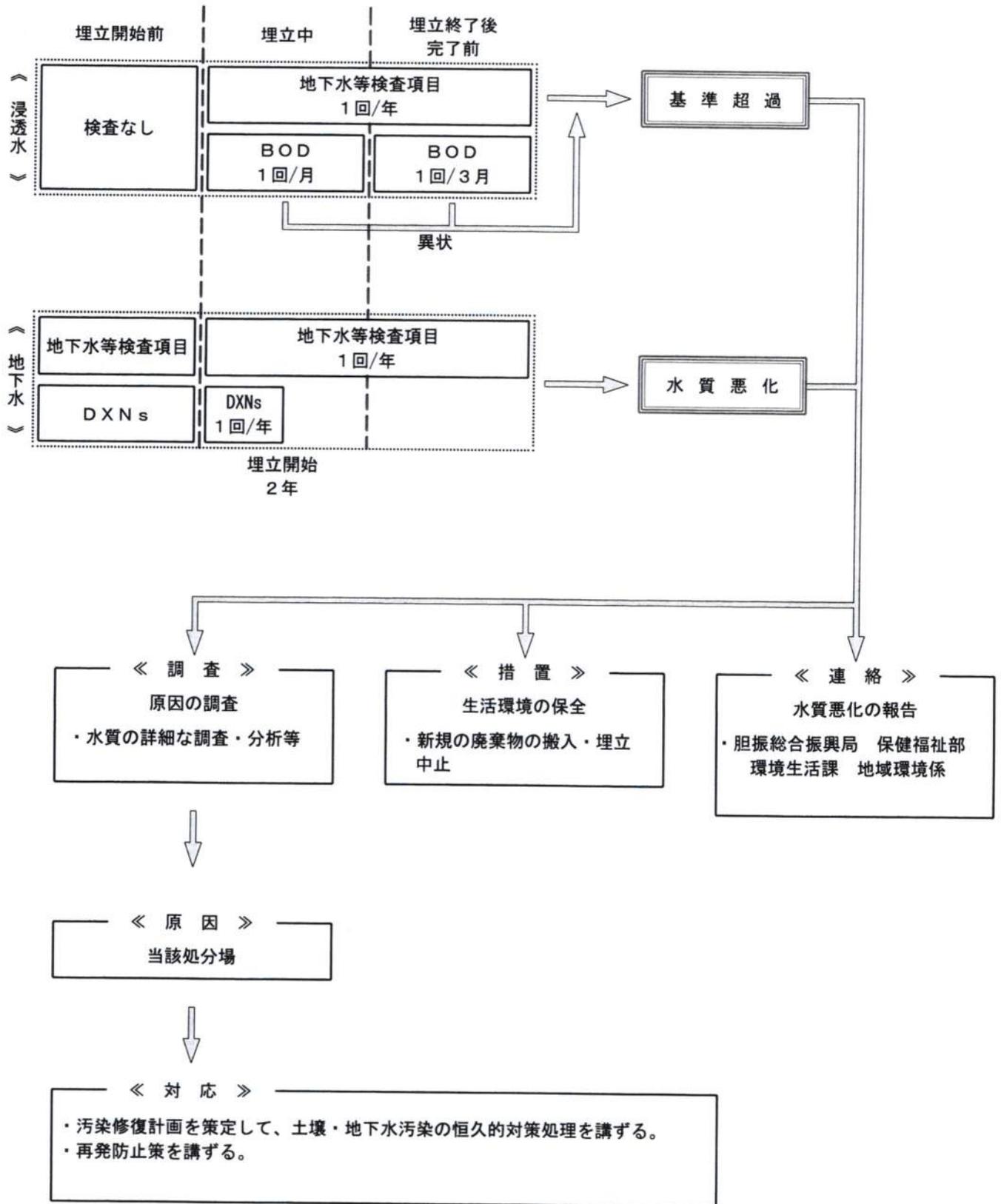
表 10-3 ダイオキシン類基準値

項目	基準値	測定頻度
ダイオキシン類	1pg/ℓ以下	年1回以上

表 10-4 浸透水検査項目及び基準値

項目	基準値	測定頻度
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/ℓ以下	月1回以上

図10-2 地下水及び浸透水異常発生時の対応フロー図



§ 3. 埋立終了後の維持管理に関する事項

(1) 開口部閉鎖

埋立処分が終了した埋立地は、悪臭の発生防止、火災の発生防止、衛生害虫獣の発生防止等のため、その開口部を土砂で覆い（最終覆土）、転圧締固めを行う。その層厚はおおむね 50cm の厚さとなるようにする。

(2) 覆いの破損防止

定期的（月に 1 回以上）に覆いの点検を行い、損傷の恐れのある場合には補修、復旧等の必要な措置を講ずる。

(3) ガス発生量の測定

埋立終了後、埋立地内にガス抜き孔を設置し、埋立ガスの流量測定を行う。ガスの発生量は非常に微量であることが予想されるため、観測孔の上端をゴム栓で密封し、それよりシリコンホースを導入して、ホースに直接微風速計のセンサーを接続して流速を測定し、ガス流量を算出する。埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められる場合には、その地点にガス抜き孔を設置して測定を行う。また、埋立地からのガスの発生は、気圧の影響を受けることから、測定時は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、且つ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。

ガスの発生量に係る測定は、埋立処分終了後に実施されたものを含むものとし、測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は原則として 3 ヶ月に 1 回とする。その結果、埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が 2 年以上にわたり認められないことを確認する。

(4) 埋立地内部の温度測定

埋立地内に設置したガス抜き孔を利用し、熱伝対式の温度計を用いて地中の温度測定を行う。なお、廃止確認申請直前の埋立地内部の温度の状態について確認を行う。

測定方法は、地表より鉛直方向に 1 m 間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較する。その結果、埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないことを確認する。なお、「異常な高温になっていない」とは、埋立地内部と周辺の地中温度の差が 2.0℃未満である状態を言う。

(5) 埋立跡地の緑化

最終覆土後に周囲の状況に合わせて低木（ミヤマハンノキの苗木を予定）の植樹を行う。

(6) 廃止基準の遵守

最終処分場の閉鎖にあたっては、「別紙様式 50-1-1 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容（安定型最終処分場）」に示すとおり廃止基準を満たすように必要な措置を講ずる。

§ 4. 設備の点検に関する事項

各設備の点検頻度及び点検項目は、以下に示すとおりであり、別紙10-2の点検簿により日常点検、定期点検を実施する。なお、台風等の異常気象、地震の直後には、臨時点検を行う。

(1) えん堤

点検頻度 1回/週

点検項目 亀裂・崩壊、不等沈下等の点検

(2) 雨水排水設備（雨水側溝）

点検頻度 1回/週

点検項目 崩壊、土砂の詰まり、滞水箇所の有無を点検
降雨時には、通水能力の確認

(3) 門扉・囲障設備

点検頻度 1回/週

点検項目 門扉・進入防止柵の破損、変形等を点検

(4) 地下水観測井戸

点検頻度 1回/週

点検項目 随地下水観測井戸及び蓋の損傷等を点検

(5) 浸透水集排水設備・浸透水採取設備

点検頻度 1回/週

点検項目 浸透水集排水設備（雨水枡）の詰まり及び損傷等を点検

(6) 消防設備（消火器、防火用土砂）

点検頻度 1回/週

点検項目 使用できるように常に点検整備をする（消火器）
使用できるように土砂（覆土材と兼用）を補充しておく（防火用土砂）

(7) 立札（看板）

点検頻度 1回/週

点検項目 立札の損傷等を点検

(8) その他設備（搬入道路、トラックスケール、展開検査場）

点検頻度 1回/週

点検項目 各種設備の損傷等を点検

(9) その他

えん堤において圧密沈下の発生が懸念されることから、えん堤の4角並びに長辺中心の6箇所について定点標高観測を行い沈下発生の有無を確認する。供用開始後1年間は2ヶ月に1回、変化がない場合2年目以降は年2回の観測を行う。

標高観測にて異常が発生した場合は、速やかに記録、補修を行う。

施 設 点 検 簿

共信建設株式会社
社台産業廃棄物最終処分場

点検日時： 平成 年 月 日 時 分

点検者名：

点検項目	点検内容	点検結果	対策・措置
えん堤	亀裂・崩壊、不等沈下等の点検		
雨水排水設備	破損、土砂の詰まり、滞水箇所の有無を点検 (通水能力の確認)		
門扉・囲障設備	門扉・柵の破損等を点検		
地下水観測井戸	地下水観測井戸及び蓋の損傷等を点検		
浸透水集排水設備 (雨水樹)	詰まり及び損傷等を点検		
消防設備 (消火器、防火用土砂)	損傷等の点検 土砂量の点検		
立札(看板)	損傷等の点検		
その他設備	搬入道路、トラックスケール、展開検査場の損傷等の点検		

<特 記>

§ 5. 施設に異常が生じた際の処置に関する事項

(1) 施設の異常

台風等の異常気象や地震により最終処分場並びに附帯施設（堰堤、雨水排水設備、門扉・囲障設備、地下水観測井戸、浸透水集排水設備、消火設備、立札等）に異常が生じた場合は、対策が可能な範囲において補修や流出防止などの応急的措置を講ずる。その後、天候・状況の回復を待って、本格的な補修を行うとともに、異常の程度によっては、施設の全面補修や取替えを行うなどの恒久的な対策を講ずる。

具体的な対策としては、台風や地震等により堰堤の一部が崩壊した場合、可能な限り埋立廃棄物の流出を防ぐために崩壊部分付近の埋立廃棄物を一時的に移動させたり、崩壊の拡大を防止するために土嚢、シート養生などの応急対策を講ずる。天候が回復した後には、堰堤の崩壊した部分を転圧するなどして堰堤の安定性を確保できるように造成し直す。

また、災害防止計画書のとおり、緊急連絡体制のもと胆振総合振興局 保健福祉部 環境生活課 地域環境係へ連絡する。

(2) 地下水水質の異常

地下水異常発生時の対応は、図10-3に示すとおりである。地下水の水質測定結果が自然的に由来するものと判断できる場合を除き、水質の悪化が認められた場合は、水質の詳細な調査をはじめとする水質悪化の原因調査の実施、新たな廃棄物の搬入中止の生活環境保全上必要な措置を講じる。

原因調査により水質異常の原因及び範囲が特定された場合、汚染修復計画を策定し、掘削処理や原位置処理などの汚染修復の恒久対策を講ずる。

また、地下水等の水質の悪化が確認されたことを胆振総合振興局 保健福祉部 環境生活課 地域環境係に遅延することなく報告する。

さらに、地下水水質異常の再発防止のため、受入時の展開検査精度の向上を更に図るとともに、排出業者や収集運搬業者に対して安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入・付着防止を徹底するように求める。

(3) 浸透水水質の異常

浸透水異常発生時の対応は、地下水水質の異常時と同様に図10-3に示すとおりである。

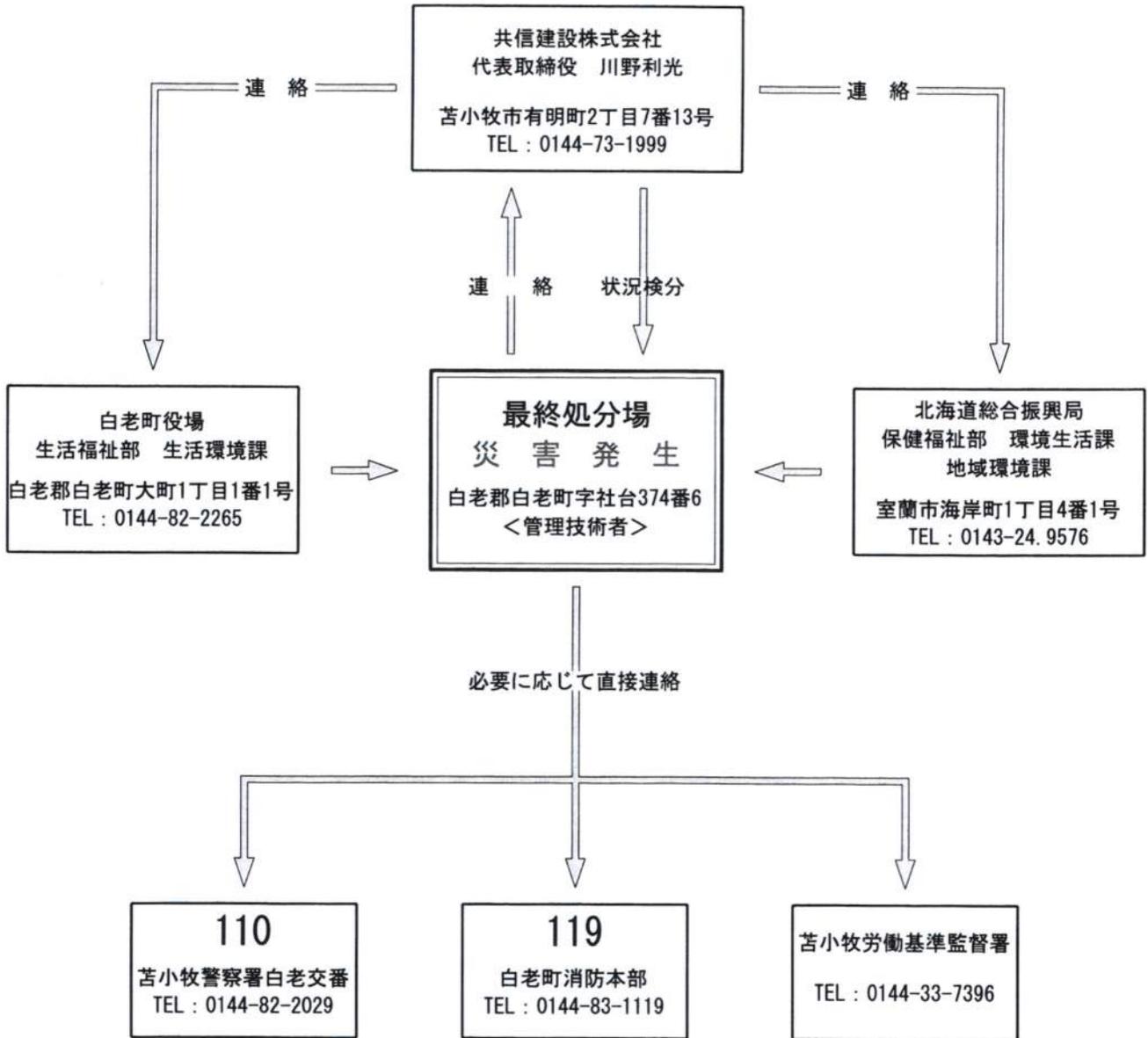
浸透水の水質が基準に不適合となった場合、廃棄物の搬入及び埋立を中止し、水質の詳細な調査をはじめとする水質悪化の原因調査を実施する。

原因調査により水質異常の原因及び範囲が特定された場合、汚染修復計画を策定し、掘削処理や原位置処理などの生活環境保全上の必要な恒久対策を講じる。

また、浸透水の水質が基準に不適合となったことを胆振総合振興局 保健福祉部 環境生活課 地域環境係に遅延することなく報告する。

さらに、浸透水水質異常の再発防止のため、受入時の展開検査の精度向上を更に図るとともに、排出業者や収集運搬業者に対して安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入・付着防止を徹底するように求める。

災害時の緊急連絡体制



§ 6. その他の維持管理に関する事項

(1) 廃棄物の飛散防止

飛散し易い廃棄物（廃プラスチック類）が搬入された場合には、埋立地の外に産業廃棄物が飛散・流出しないように覆土する。また、搬入時の荷降ろし（ダンピング）や敷均し・転圧の際に粉じんが飛散する恐れのある場合には、散水を行うなどの対策を講じる。

(2) 悪臭発散の防止

覆土を適宜に行い、悪臭の発散を防止するとともに、必要に応じて脱臭剤の散布等の措置を講ずる。

(3) 火災発生の防止

覆土を適宜行うことで火災の発生防止に努める。また、管理棟に消火器（5本）を常備しておき、取扱方法の把握や保証期間の点検を実施する。

火災発生時には、消火器で対応するとともに、速やかに消防署へ通報して火災の被害拡大を最小限に抑える。

(4) 衛生害虫獣発生の防止

埋立作業面積を可能な限り小さくし、衛生害虫獣が発生できないようにする。また、必要に応じて殺虫剤の散布を行って駆除する。

(5) 立ち入りの防止

門扉・囲障設備を日々点検し、人がみだり立ち入ったり、廃棄物の不法投棄を防止する。また、立札等を常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には書き換える。

(6) 維持管理基準の遵守

その他、最終処分場の維持管理については、「別紙様式50-1-1 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容（安定型最終処分場）」に示すとおり安定型最終処分場の維持管理基準を満たすように必要な措置を講ずる。

(7) 労働安全衛生対策

最終処分場建設予定地の敷地内には、産業廃棄物中間処理施設（破砕機）や保管場所もあることから、労働安全衛生対策を確実にし、人身事故及び人為的要因による災害等を防止する。

別紙様式 50-1-1 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容（安定型最終処分場）

維持管理基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

	基 準	措置内容
飛散・流出 (第1条第2項第1号)	埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	転圧・締固めを確実にし、飛散・流出を防止すると共に廃プラスチック類等が搬入された場合はその都度覆土する。
悪 臭 (第1条第2項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	必要に応じて覆土及び防臭剤散布を行い、悪臭の発散を防止する。
火 災 (第1条第2項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	可燃性の廃棄物に対しては覆土を行う。火災発生時の対策として消火器、消火用土砂を備え付けておく。
衛生害虫等 (第1条第2項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	覆土、殺鼠・殺虫剤散布を行うことにより、衛生害虫類の発生を防ぐ。
囲い (第2条第2項第2号イ)	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 埋立が終了した埋立地を埋立以外の用に供する場合には、埋立地の周囲に設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	作業終了時は門扉に施錠をし、点検により囲い等の破損箇所が発見された場合は速やかに補修を行う。 埋立終了後は木柵を設置することで処分場であることを明確にする。
立 札 (第1条第2項第6号)	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札の周囲には物等は置かないようにする。また、冬季間は積雪、堆雪等の影響を排除する。破損、変更箇所が生じた場合は速やかに補修及び修正する。
擁壁等の点検 (第1条第2項第7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等の点検は「維持管理計画書 §4 設備の点検に関する事項」に従い、定期点検を行い、台風等の異常気象、地震の後は臨時点検を行う。
展開検査 (第2条第2項第2号ロ)	産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。	計量後に展開検査スペースにて廃棄物を目視にて確認し、安定型産業廃棄物以外の混入が認められた場合は人力にて選別を行い不適合廃棄物は搬入業者に引き取らせる。
地下水の水質検査 (第2条第2項第2号ハ)	浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 埋立処分開始前に、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。	埋立開始前に2箇所の観測井戸より地下水を採取し検査を行う。水質分析項目は、表10-2に示す地下水等検査項目、ダイオキシン類を測定し、記録する。埋立処分開始後の地下水等検査項目に係る地下水の水質検査結果が左下の項目について該当しないことを確認する。なお、同項目に該当した場合は「維持管理計画書 §5(2) 地下水水質の異常」に示す必要な措置を講ずるものとする。
地下水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ニ)	地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水の水質検査の結果、水質の異常が認められた場合は図10-3に示す必要な措置を講ずるものとする。

	基 準	措置内容
浸透水の水質検査 (第2条第2項第2号ホ)	採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1)及び(2)に掲げる項目についてそれぞれ(1)及び(2)に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。 ----- (1) 地下水等検査項目 一年に一回以上 ----- (2) BOD又はCOD一月に一回(埋立処分が終了した埋立地においては、三月に一回)以上	浸透水採取設備(雨水枡)より採取した浸透水について表10-1に示す項目及び頻度で水質測定を行い、結果を記録保存する。
浸透水の水質悪化が認められた場合の措置 (第2条第2項第2号ヘ)	次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ----- 浸透水に係る地下水等水質検査の結果が基準に適合していないとき。 ----- 浸透水に係るBOD又はCODの水質検査の結果、維持管理計画書で示した達成目標値を超えているとき。	浸透水の水質検査の結果が先の項目に該当する場合は「維持管理計画書 §5(3)浸透水水質の異常」に示す必要な措置を講ずるものとする。
埋立終了後の開口部の閉鎖 (第2条第2項第2号ト)	埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	開口部を層厚50cmの最終覆土で閉鎖する。
覆いの損壊防止 (第2条第2項第2号チ)	閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	最終覆土には、降雨の侵食に対して抵抗力が強く、植生に適した土壌を選択することで覆いの損壊防止に努める。
残余容量の測定及び記録 (第1条第2項第19号)	残余の埋立容量について、一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の容量は定期的に計測し結果を記録保存する。
記録の作成及び保存 (第1条第2項第20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行なった点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む)の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	維持管理に係る記録は、共信建設株式会社最終処分場管理棟 白老郡白老町字社台374番6号に保管し処分場廃止まで適切に保存する。

維持管理記録等及び維持管理積立金(法第15条の2の4において準用)

	基 準	措置内容
維持管理情報の公表 (第15条の2の3第2項)	産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	共信建設株式会社のホームページを立上げ、その中で必要な情報を公表する。
記録・閲覧等 (第8条の4)	産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令の定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関し、環境省令で定める事項を記載し、これと当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。	共信建設株式会社 最終処分場管理棟 白老郡白老町字社台374番6号に閲覧場所を設け、希望者が記録簿を閲覧できるようにする。また、記録は備え付けた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き閲覧に供することとして、廃止までの間保存する。閲覧の求めが合った場合は正当な理由なしに閲覧を拒まない。
維持管理積立金 (第8条の4)	埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物処理施設ごとに知事が通知する額の金額を維持管理積立金として積み立てなければならない。	所定金額の維持管理積立金を積み立てる。

廃止基準（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令）

	基 準	措置内容
構造基準への適合 (第2条第3項第2号イ)	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等及び雨水等排出設備が構造基準に適合しないと認められないこと。	堰堤や浸透水集排水管について、安定計算、耐圧計算を行った際の荷重条件に合致しない状態で廃棄物埋立作業が行われていないか確認する。
悪 臭 (第1条第3項第2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講じられていること。	必要に応じて覆土及び防臭剤散布を行い、悪臭の発散を防止する。
火 災 (第1条第3項第3号)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	最終覆土を行い火災の発生を防止する。
衛生害虫等 (第1条第3項第4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	覆土、殺鼠・殺虫剤散布を行うことにより、衛生害虫類の発生を防ぐ。
ガスの発生 (第1条第3項第7号)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。	埋立地内にガス抜き孔を設置してガスの発生量調査する測定方法については「維持管理計画書 §3(3) ガス発生量の測定」を参照のこと。
温 度 (第1条第3項第8号)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。	埋立地内にガス抜き孔を設置して地位中温度を調査する測定方法については「維持管理計画書 §3(4) 地中内部の温度測定」を参照のこと。
生活環境保全上の支障 (第1条第3項第11号)	埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。	埋立地から発生した浸出液並びにガスにより周辺の草木が立ち枯れ等が現に生じていないかを確認する。
地下水の水質 (第2条第3項第2号ロ)	地下水の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。 ----- 地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に現に適合していないこと。 ----- 地下の水質の変動の状況に照らして、地下水の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合しなくなるおそれがあること。	埋立処分開始後の地下水等検査項目に係る地下水の水質検査結果が左下の項目について該当しないことを確認する。なお、同項目に該当した場合は「維持管理計画書 §5(2) 地下水水質の異常」に示す必要な措置を講ずるものとする。
浸透水の水質 (第2条第3項第2号ハ)	採取設備により採取された浸透水の水質について、BOD 又は COD の水質検査の結果、維持管理計画書で示した達成目標値に適合していること。	廃止申請直前に行う浸透水の水質試験の結果が計画書に示した目標値に適合しない場合は「維持管理計画書 §5(3) 浸透水水質の異常」に示す必要な措置を講ずる。
開口部の閉鎖 (第2条第3項第2号ニ)	厚さがおおむね 50cm 以上の土砂等の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	開口部を層厚 50cm の覆土にて確実に閉鎖する。